

企業主導型保育施設利用料等助成要綱

(総則)

第1条 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第1条に規定する施設（以下「企業主導型保育施設」という。）を利用する児童に係る利用者負担額（企業主導型保育事業等の実施について（令和5年6月27日付こども家庭庁成育局長通知（以下「通知」という。）第3 4. (4)①に規定する利用者負担額（以下「利用料等」という。））の助成については、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

(対象者)

第3条 利用料等の助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、企業主導型保育施設を利用する次の第1号から第3号までのいずれにも該当する児童の保護者であって、当該児童が次の第4号から第6号までのいずれかに該当する者とする。

(1) 満3歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、法第19条第2号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である者

(2) 通知に規定する施設利用給付費の助成の対象となっていない者

(3) 市内に在住する者

(4) 教育・保育施設等の利用者負担額に関する規則（平成27年横須賀市規則第24号）別表に掲げるC階層からD6階層までに属する世帯の者及び同表に掲げるD7-1階層に属する世帯のうち次のいずれかに該当する世帯の者

ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している者（子ども・子育て支援法施行令第4条第2項第6号に掲げる特定教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者を除く。）の世帯及び市長がこれに類すると認める世帯

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のいる世帯

ウ 療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）の規定による療育手帳の交付を受けている者のいる世帯

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第2章の規定による特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による国民年金の障害基礎年金等の受給者のいる世帯

オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）

第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のいる世帯

カ 生活保護法（昭和25年法律第 144号） 第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると市長が認めた世帯

(5) 前4号以外の保護者が監護する2人目の子ども

(6) 前4号以外の保護者が監護する3人目以降の子ども

（対象となる費用）

第4条 助成の対象となる費用は、企業主導型保育施設の利用料等のうち、次に掲げる費用を除いた費用とする。

(1) 日用品、文房具その他の保育に必要な物品の購入に要する費用

(2) 企業主導型保育施設の行事への参加に要する費用

(3) 企業主導型保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用

(4) 前3号に掲げるもののほか、企業主導型保育施設において提供される便宜に費用のうち、企業主導型保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、対象者が負担するのが適当と認められるもの

(5) 通知第3 4. (4)②に定める事項を満たし、かつ、保育の質の向上を図るために特に必要と認められるもの

(6) 企業主導型保育施設が実施する延長保育事業、一時預かり事業又は病児保育事業を利用した場合の利用料

（助成額）

第5条 助成の額は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。ただし、当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(1) 3条第4号又は第6号に該当する者 1月あたりの対象となる費用又は42,000円のいずれか低い額

(2) 第3条第5号に該当する者 1月あたりの対象となる費用の半額又は21,000円のいずれか低い額

2 前項の助成の額は、1月当たりの額を算定するものとする。ただし、月の途中から利用を開始又は月の途中で終了するときは、日割り計算した額とする。

（助成の申請）

第6条 助成対象者の保護者は、利用料等の助成を受けようとするときは、企業主導型保育施設利用料等助成申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 企業主導型保育施設に支払った費用の額を証する書類

(2) 企業主導型保育施設のサービスの提供を証する書類

(3) 支給認定証及び市民税の課税証明書又は非課税証明書その他の第3条各号に該当する事実を証する書類

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、公簿等により事実を確認できると市長が認めるものについては、添付書類の一部を省略することができる。

(助成決定)

第7条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、
適当と認めたときは、企業主導型保育施設利用料等助成決定通知書によりその結果を
申請者に通知するものとする。

(助成金の返還等)

第8条 市長は、利用料等の助成の申請を行った保護者が、偽りその他不正の手段に
より助成を受けたとき又は助成に過納若しくは誤納があったときは、当該助成の決定の
全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る額を返還させることができるものとする。

(その他の事項)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、福祉こども部長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。